平成２５年（フ）第１０８６号
堺市堺区市之町西２丁２番16―302号
債務者　上久保昌子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１４９号
大阪府富田林市喜志新家町２丁目５番２号102
債務者　田中　勝已
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１５３号
大阪府大阪狭山市西山台２丁目27番12号
債務者　池口登美子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１９９号
堺市西区鳳東町１丁58番地１ヒルズ鳳408号、前住所堺市西区浜寺船尾町東３丁420番地プルミエ201号
債務者　小倉　恵美
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
松江市うぐいす台８番12号
債務者　成相　征宜
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８２２号
北海道千歳市若草２丁目６番地の10
債務者　高瀬　和彦（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８８８号
札幌市北区新琴似12条12丁目３番６号　マウンテンリブＢ―１号
債務者　越田　謙次
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０８８号
札幌市手稲区前田４条６丁目２番５―304号
債務者　繁田　和美
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１２３号
札幌市東区北26条東18丁目８番６―202号
債務者　小野　　彰
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１２４号
札幌市東区北11条東８丁目１番３―1319号
債務者　上村　直子（旧姓大瀬）
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１８８号
北海道千歳市勇舞５丁目２番16号　メゾンゆうまいＢ101号、申立時の住所北海道千歳市清水町２丁目７番地の19
債務者　内山　壽夫
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１８９号
北海道千歳市勇舞５丁目２番16号　メゾンゆうまいＢ101号、申立時の住所北海道千歳市清水町２丁目７番地の19
債務者　内山　　覚
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２００号
札幌市東区北38条東12丁目１番20―511号
債務者　橋本愉紀子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２１５号
札幌市厚別区厚別中央１条２丁目15番23号
債務者　嘉藤　禎久
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２１６号
札幌市厚別区厚別中央１条２丁目15番23号
債務者　嘉藤　順子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２４９号
札幌市南区南沢２条４丁目１番７号
債務者　大崎　則子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２８７号
札幌市東区北25条東10丁目２番１号　プラザ25―８号
債務者　一戸　良人
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部